別記　　（Ａ４）

様式第十三号（第六十条関係）（平29内府国交令４・全改、令２内府国交令10・一部改正）

登録申請書
（第一面）

不動産特定共同事業法（平成６年法律第77号。以下「法」という。）第42条第１項の規定により、法第41条第１項の登録を申請します。この申請書及び添付書類の記載事項は、事実に相違ありません。

＿＿＿＿年＿＿月＿＿日

金融庁長官
国土交通大臣　　殿
知事

申請者　商号又は名称
本店所在地

代表者氏名
電話番号

申請事務
担当者名
電話番号
メールアドレス

登録番号	金融庁長官 国土交通大臣 知事　第　　号
登録年月日	年　　月　　日
有効期間	年　　月　　日から 年　　月　　日まで

◎　商号又は名称及び住所

フリガナ 商号又は名称	
住所	

◎　資本金又は出資の額（単位：円）

円

◎　宅地建物取引業法（昭和27年法律第176号）第３条第１項の免許に関する事項

免　許　番　号	第　　号
免 許 年 月 日	年　　月　　日
有　効　期　間	自　　年　　月　　日 至　　年　　月　　日

◎　法第２条第６項各号の種別

□１．第１号　　□２．第２号

◎　法第73条第１項各号に規定する事業の種別

□１．第１号に規定する事業　　□２．第２号に規定する事業

◎　電子取引業務を行う場合にあっては、その旨

◎　不動産特定共同事業及び宅地建物取引業以外に行っている事業の種類

事　業　の　種　類	

（第二面）

◎　役員に関する事項

役　　職　　名	
フ　リ　ガ　ナ 氏　　名	

役　　職　　名	
フ　リ　ガ　ナ 氏　　名	

役　　職　　名	
フ　リ　ガ　ナ 氏　　名	

役　　職　　名	
フ　リ　ガ　ナ 氏　　名	

役　　職　　名	
フ　リ　ガ　ナ 氏　　名	

役　　職　　名	
フ　リ　ガ　ナ 氏　　名	

役　　職　　名	
フ　リ　ガ　ナ 氏　　名	

役　　職　　名	
フ　リ　ガ　ナ 氏　　名	

役　　職　　名	
フ　リ　ガ　ナ 氏　　名	

（第三面）

◎　事務所に関する事項

事務所の別	
事務所の名称	

所在地	
電話番号	

◎　不動産特定共同事業法施行令（平成６年政令第413号）第10条で定める使用人に関する事項

フリガナ 氏名	
住所	

◎　法第50条第２項において準用する第17条第１項に規定する者に関する事項

登録番号	第　　号 —
フリガナ 氏名	
住所	

登録番号	第　　号 —
フリガナ 氏名	
住所	

（第四面）

小規模不動産特定共同事業に係る業務の方法

◎　役員の兼職状況

フリガナ 役員の氏名	常務に従事している他の 法人の商号又は名称	常務に従事している他の法人の業務の 種類又は他に営んでいる事業の種類

（第六面）

電子取引業務を遂行するための体制

（第七面）

登録免許税納付書・領収証書又は証紙貼付け欄
（消印してはならない。）

記載要領

1　各面共通事項

①「電話番号」の欄には、市外局番、市内局番及び番号ごとにそれぞれ―（ダッシュ）で区切り、記入すること。

（記入例）03-5253-8111

②１枚で記入しきれない面がある場合には、当該面と同じ様式の書面に記入して、その書面を当該面の次に添付すること。

2　第一面関係

①「登録番号」及び「登録年月日」、「有効期間」の欄には、登録を受けている者のみ記入すること。

②「事業の種類」の欄には、統計調査に用いる産業分類並びに疾病、傷害及び死因分類を定める政令に基づく告示（平成14年総務省告示第139号）による日本標準産業分類表大分類による業種を記載すること。なお、不動産特定共同事業及び宅地建物取引業以外に行っている事業がない場合には、空欄とすること。

3　第二面関係

「役員」とは、業務を執行する社員、取締役若しくは執行役又はこれらに準ずる者をいい、いかなる名称を有する者であるかを問わず、法人に対し業務を執行する社員、取締役若しくは執行役又はこれらに準ずる者と同等以上の支配力を有するものと認められる者を記入すること。

（例）　代表取締役、取締役、会計参与、監査役、代表執行役、執行役、代表社員、理事、監事等

4　第三面関係

①第三面は、事務所ごとに作成すること。

②「事務所の別」の欄には、「本店」又は「支店」（商人以外の者にあっては、「主たる事務所」又は「従たる事務所」）の別について記入すること。

③「登録番号」の欄には、宅地建物取引業法（昭和27年法律第176号）第18条の規定により登録を受けた登録番号を記入すること。この際、登録を受けている都道府県知事については、下表により該当する都道府県知事を記入すること。また、登録番号に「選考」とある場合にのみ最後の―（ダッシュ）の後ろに「１」を記入すること。

（記入例）

東京都知事　　第　　000100　　号　—

［東京都知事登録第000100号の場合］

青森県知事	千葉県知事	静岡県知事	島根県知事	長崎県知事	北海道知事（空知）
岩手県知事	東京都知事	愛知県知事	岡山県知事	熊本県知事	北海道知事（上川）
宮城県知事	神奈川県知事	三重県知事	広島県知事	大分県知事	北海道知事（留萌）
秋田県知事	新潟県知事	滋賀県知事	山口県知事	宮崎県知事	北海道知事（宗谷）
山形県知事	富山県知事	京都府知事	徳島県知事	鹿児島県知事	北海道知事（オホ）
福島県知事	石川県知事	大阪府知事	香川県知事	沖縄県知事	北海道知事（胆振）
茨城県知事	福井県知事	兵庫県知事	愛媛県知事	北海道知事（石狩）	北海道知事（日高）
栃木県知事	山梨県知事	奈良県知事	高知県知事	北海道知事（渡島）	北海道知事（十勝）
群馬県知事	長野県知事	和歌山県知事	福岡県知事	北海道知事（檜山）	北海道知事（釧路）
埼玉県知事	岐阜県知事	鳥取県知事	佐賀県知事	北海道知事（後志）	北海道知事（根室）

5　第四面関係

業務の運営に関する基本原則、業務の種別及び内容、業務執行の方法、利害関係人との取引に係る手続等、小規模不動産特定共同事業の業務の方法に関する事項を記載すること。

6　第五面関係

「事業の種類」については、統計調査に用いる産業分類並びに疾病、傷害及び死因分類を定める政令に基づく告示（平成14年総務省告示第139号）による日本標準産業分類表細分類による業種を記載すること。

7　第六面関係

電子取引業務を遂行するための体制として、業務運営体制、重要な業務を担当する者の知識及び経験などを記載すること。